

可児市国民保護計画

可 児 市

目 次

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ等	1
2 市国民保護計画の構成	2
3 市国民保護計画の見直し、変更手続	2
4 用語の定義	3
第2章 国民保護措置に関する基本方針	7
1 基本的人権の尊重	7
2 国民の権利利益の迅速な救済	7
3 国民に対する情報提供	7
4 関係機関相互の連携協力の確保	7
5 国民の協力	7
6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重	8
7 災害時要援護者への配慮及び国際人道法の的確な実施	8
8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	8
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	9
1 関係機関の事務又は業務の大綱	9
2 関係機関等の連絡先	11
3 国民保護に関する仕組み	11
第4章 市の地理的、社会的特徴	12
1 地理的特徴	12
2 社会的特徴	13
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	16
1 武力攻撃事態	16
2 緊急処理事態	16

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等	18
1 市における組織・体制の整備	18
2 関係機関との連携体制の整備	20
3 通信の確保	23
4 情報収集・提供等の体制整備	24
5 研修及び訓練	27

第2章	避難及び救援に関する平素からの備え	29
1	避難に関する基本的事項	29
2	避難実施要領のパターンの作成	30
3	救援に関する基本的事項	30
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	31
5	避難施設の指定への協力	31
6	生活関連等施設の把握等	31
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	33
1	国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄・整備	33
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検	33
第4章	国民保護に関する啓発	35
1	国民保護措置に関する啓発	35
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	35

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章	初動体制の迅速な確立	36
1	初動体制	36
2	市対策本部への移行	36
3	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	37
第2章	市対策本部の設置等	38
1	市対策本部	38
2	現地調整所	39
3	通信の確保	40
第3章	関係機関相互の連携	42
1	国・県対策本部との連携	42
2	県知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	42
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	42
4	他の市町村長に対する応援の要求、事務の委託	43
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	44
6	市の行う応援等	44
7	ボランティア団体等に対する支援等	45
8	住民への協力要請	45
第4章	警報及び避難の指示等	47
1	警報の伝達等	47
2	避難住民の誘導等	49

第5章	救援	57
1	救援の実施	57
2	関係機関との連携	57
3	救援の内容	58
第6章	安否情報の収集・提供	63
1	安否情報の収集	63
2	県に対する報告	63
3	安否情報の照会に対する回答	63
4	日本赤十字社に対する協力	64
5	安否情報の収集・整理・提供の主な流れ	64
第7章	武力攻撃災害への対処	66
1	生活関連等施設の安全確保等	66
2	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	68
3	応急措置等	72
第8章	被災情報の収集及び報告	77
1	被災情報の収集	77
2	被災情報の報告	77
3	被災情報の提供	77
第9章	保健衛生の確保その他の措置	78
1	保健衛生の確保	78
2	廃棄物の処理	79
第10章	国民生活の安定に関する措置	80
1	生活関連物資等の価格安定	80
2	避難住民等の生活安定等	80
3	生活基盤等の確保	80
第11章	特殊標章等の交付及び管理	81
1	特殊標章等の交付及び管理	81
2	特殊標章等	81
3	特殊標章等及び赤十字標章等に係る普及啓発	82

第4編 復旧等

第1章	応急の復旧	83
1	基本的考え方	83
2	公共的施設の応急の復旧	83

第2章	武力攻撃災害の復旧	84
1	基本的考え方	84
2	市が管理する施設及び設備の復旧	84

第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	85
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	85
2	損失補償及び損害補償	85
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	85

第5編 緊急対処事態への対処

1	緊急対処事態	86
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	86